

平成14年12月16日

保健福祉部保健福祉課
担当：羽原・丸川
内線：2827・2829
直通：226-7361

お 知 ら せ

P F I 法による特定事業の選定について

平成14年10月15日に実施方針を公表した新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等整備事業（以下「本事業」という。）について、事業効果等の客観的な評価を行った結果、P F I方式により実施することが適切であると認められたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）第6条による特定事業として選定する。

1 事業概要

（別紙のとおり）

2 選定の理由

本事業について、事業期間全体を通じた県の財政負担を試算した結果、P F I方式で実施するほうが県が直接実施するより、約150百万円の削減効果額が見込まれた（Value For Money）。

また、P F I方式では県が負担するリスク（工事費の増大、維持管理費の増大等）の一部を事業者に移転して実施することとなることから、その部分について可能な限りの試算をした結果、事業者に移転されるリスクの額は約110百万円と見込まれた（リスク負担調整額）。

P F I方式で行えば、V F Mとリスク負担調整額を合わせて約260百万円の経費節減が期待できるとともに、公共サービスの水準についても、事業者の専門性やノウハウを活かして、良質なサービスを安定的かつ継続的に利用者に対して提供することが期待できることから、P F I法の特定事業として選定した。

3 今後の予定

入札公告、入札説明書等の公表	平成15年1月
入札（提案書等の提出）	〃 4月
落札者の決定・公表	〃 5月
県議会へ契約案件を提出	〃 6月
施設の設計・建設	〃 6月～平成17年春頃
開館	平成17年11月から12月頃